

小田原市建築物等における木材利用促進に関する方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、小田原市内における建築物等の整備において、積極的に小田原産木材をはじめとする木材の利用を促進するための方針を定める。

（目的）

第 1 木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない等の特性を有している。このような特性を持つ木材の利用を促進することにより、やすらぎと温もりのある健康的で快適な生活空間の形成や循環型社会の形成に貢献するとともに、林業・木材産業の振興や森林整備の促進、脱炭素社会の実現にも資することを目的とする。

これらの目的を達成するため、市は率先して公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るように努める。

（用語の定義）

第 2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「建築物」とは、建築基準法第 2 条第 1 項に定められるものをいう。
- (2) 「市有建築物」とは、市が所有及び管理する建築物をいう。
- (3) 「市有工作物」とは、市が所有及び管理するベンチや外構施設、ガードレールなどの工作物をいう。
- (4) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、森林管理道、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (5) 「木造化」とは、建築物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (6) 「木質化」とは、建築物の内装又は外装及び備品に木材を利用することをいう。
- (7) 「小田原産木材」とは、小田原市内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいう。
- (8) 「品質認証材」とは、次のものをいう。

ア 農林物資の規格化等に関する法律に基づく日本農林規格（JAS）の認証を受けた木材
イ かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満たした県産木材
ウ ア又はイと同等以上の品質を試験等により証明することができる木材

(小田原市における木材利用の目標)

第3 市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する目標は次のとおりとする。

- (1) 市有建築物及び市有工作物は木材利用の促進を図る。
- (2) 木材の利用の促進のための施策の具体的方向
 - ア 市有建築物及び市有工作物の整備に当たっては、可能な限り木材を利用した方法を採用するよう努める。
 - イ 市有建築物において使用される備品（机、いす、書棚等）及び消耗品（文房具等）については、木材を原材料として使用した物の利用の促進を図る。
 - ウ 市有建築物の利用に適した木材の供給体制の整備、品質の確保、整備に必要な情報の提供を行う。
- (3) 市有建築物の木造化及び木質化について
 - ア 木造化
市有建築物の新築等をする場合は、建築基準法及びその他関係法令または、建築物の用途、安全性及びコストや維持管理等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては原則として木造化を図る。
 - イ 木質化
市有建築物の木造化が困難であると判断できる場合であっても、市民の目に触れる機会が多い部分を中心に積極的に木質化を図るとともに、用途や安全性等を考慮し、問題の無い部分に関しては、虫害材や節材等の低質材を積極的に利用するものとする。
- (4) 民間建築物等の整備においては、木材利用に関する情報提供等を通じて、可能な限り木材を使用した方法を採用するよう促す。
- (5) 暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(使用する木材の品質)

第4 市有建築物に使用する木材の品質については次のとおりとする。

- (1) 市有建築物の木造化を行うに当たり使用する木材については、品質認証材の利用に努めるものとする。
- (2) 市有建築物の木質化を行うに当たり使用する木材については、かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準と同等以上の木材の利用に努めるものとする。

(小田原産木材利用の推進)

第5 小田原産木材利用の推進に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 市が行う市有建築物の整備、市有工作物の設置及び市施工土木工事等については、関係法令等の制約を受ける場合を除き、可能な限り小田原産木材を利用するものとする。
- (2) 市が行う市有建築物の整備における小田原産木材の使用に当たっては、素材供給段階における産地を証明する書類を添付させ、小田原産木材であることを適宜確認するものとする。

(3) 民間建築物等の整備に当たっては、市は必要な支援を講ずることで、可能な限り小田原産木材が使用されるよう促す。

(4) 木材の使用に当たっては、輸送エネルギーの小さい地域産の物品等を積極的に選択する。

(PR及び普及)

第6 市は、市有建築物、市有工作物及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努めるとともに、市有建築物の管理者等は、より多くの市民が木造及び木質化された施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する施設のPR及び普及に努める。

(供給体制の整備及び情報提供)

第7 市は、品質が確保された小田原産木材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、小田原産木材の利用に関する人材育成、研究及び技術の開発・普及並びに小田原産木材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。

(国及び関係地方公共団体との連携)

第8 市は、木材利用の促進を図るために必要な施策を実現するために、国や関係地方公共団体と相互に連携を図る。

(建築物木材利用促進協定制度の周知)

第9 市は、建築物等における木材利用の取組が進展するように、建築主となる事業者等に対し建築物木材利用促進協定制度の周知に努める。

附則

この方針は、平成24年2月29日から適用する。

附則

この方針は、令和5年2月13日から適用する。

附則

この方針は、令和7年6月1日から適用する。